



令和3年6月から営業届出制度が始まりました

食品衛生法の改正により、食品の販売等を行う下記1の営業者を対象として、施設の所在地を所管する保健所に届出を義務づける制度が令和3年6月から始まりました。
(届出方法は下記2のとおり)

既存営業者は令和3年11月30日までに、新規営業者は事前に届出が必要です。

また、対象営業者には「食品衛生責任者」の選任などの衛生管理の実施が求められます。(下記3のとおり)

詳しくは各地の保健所にご相談ください。(相談窓口一覧は下記4のとおり)

1 届出対象となる営業者

対象外の業種	<p>(1) 食品衛生法第55条に基づく営業許可を要する業種 例：飲食店営業、菓子製造業、漬物製造業等</p> <p>(2) 公衆衛生に与える影響が少ない営業 ア 食品・添加物の輸入業 イ 食品・添加物の貯蔵・運送業（冷蔵・冷凍の倉庫業は届出対象） ウ 容器包装に入れられ、常温保存した場合に腐敗等による食品衛生上の危害発生の恐れがない食品の販売業 エ 合成樹脂を使用していない器具・容器包装の製造業 オ 器具・容器包装の輸入・販売業</p> <p>(3) 農業及び水産業における食品の採取業 例：農業者自ら生産したものを未加工で販売、漁業者が水産物を箱詰めして出荷等</p>		
届出を要する業種	<p><u>上記(1)から(3)に掲げる業種を除くすべての業種が届出対象</u></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>改正前に許可業種であった営業</p> <p>①魚介類販売業（包装品のまま販売） ②食肉販売業（包装品のまま販売） ③乳類販売業 ④冰雪販売業 ⑤コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）</p> <p>販売業</p> <p>⑥弁当販売業 ⑦野菜果物販売業 ⑧米穀類販売業 ⑨通信販売・訪問販売による販売業 ⑩コンビニエンスストア ⑪百貨店、総合スーパー ⑫自動販売機による販売業 （⑤及び許可対象の自動販売機を除く） ⑬その他の食料・飲料販売業</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>製造・加工業</p> <p>⑭添加物製造・加工業 （規格が定められた許可対象の添加物を除く） ⑮いわゆる健康食品の製造・加工業 ⑯コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く） ⑰農産保存食料品製造・加工業 ⑱調味料製造・加工業 ⑲糖類製造・加工業 ⑳精穀・製粉業 ㉑製茶業 ㉒海藻製造・加工業 ㉓卵選別包装業 ㉔その他の食料品製造・加工業</p> <p>上記以外のもの</p> <p>㉕行商 ㉖集団給食施設（直営で1回20食程度以上） ㉗合成樹脂製の器具・容器包装の製造業 ㉘露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの ㉙その他</p> </td> </tr> </table>	<p>改正前に許可業種であった営業</p> <p>①魚介類販売業（包装品のまま販売） ②食肉販売業（包装品のまま販売） ③乳類販売業 ④冰雪販売業 ⑤コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）</p> <p>販売業</p> <p>⑥弁当販売業 ⑦野菜果物販売業 ⑧米穀類販売業 ⑨通信販売・訪問販売による販売業 ⑩コンビニエンスストア ⑪百貨店、総合スーパー ⑫自動販売機による販売業 （⑤及び許可対象の自動販売機を除く） ⑬その他の食料・飲料販売業</p>	<p>製造・加工業</p> <p>⑭添加物製造・加工業 （規格が定められた許可対象の添加物を除く） ⑮いわゆる健康食品の製造・加工業 ⑯コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く） ⑰農産保存食料品製造・加工業 ⑱調味料製造・加工業 ⑲糖類製造・加工業 ⑳精穀・製粉業 ㉑製茶業 ㉒海藻製造・加工業 ㉓卵選別包装業 ㉔その他の食料品製造・加工業</p> <p>上記以外のもの</p> <p>㉕行商 ㉖集団給食施設（直営で1回20食程度以上） ㉗合成樹脂製の器具・容器包装の製造業 ㉘露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの ㉙その他</p>
<p>改正前に許可業種であった営業</p> <p>①魚介類販売業（包装品のまま販売） ②食肉販売業（包装品のまま販売） ③乳類販売業 ④冰雪販売業 ⑤コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）</p> <p>販売業</p> <p>⑥弁当販売業 ⑦野菜果物販売業 ⑧米穀類販売業 ⑨通信販売・訪問販売による販売業 ⑩コンビニエンスストア ⑪百貨店、総合スーパー ⑫自動販売機による販売業 （⑤及び許可対象の自動販売機を除く） ⑬その他の食料・飲料販売業</p>	<p>製造・加工業</p> <p>⑭添加物製造・加工業 （規格が定められた許可対象の添加物を除く） ⑮いわゆる健康食品の製造・加工業 ⑯コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く） ⑰農産保存食料品製造・加工業 ⑱調味料製造・加工業 ⑲糖類製造・加工業 ⑳精穀・製粉業 ㉑製茶業 ㉒海藻製造・加工業 ㉓卵選別包装業 ㉔その他の食料品製造・加工業</p> <p>上記以外のもの</p> <p>㉕行商 ㉖集団給食施設（直営で1回20食程度以上） ㉗合成樹脂製の器具・容器包装の製造業 ㉘露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの ㉙その他</p>		

2 届出方法

方法①) 営業届出書を記入し、施設所在地を所管する保健所に提出します。

用紙はホームページからダウンロードするか保健所窓口で入手できます。

用紙をダウンロードできるホームページ (※ 新潟市とそれ以外の市町村で用紙が異なります)
・新潟市以外の市町村 →ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」
・新潟市 →新潟市保健所ホームページ「食品営業許可申請及び届出について」

方法②) インターネットの厚生労働省「食品衛生申請等システム」で届出できます。

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

3 届出対象の営業者に求められる衛生管理

〔合成樹脂製の器具・容器
包装の製造業は対象外〕

(1) 食品衛生責任者の選任

調理師・製菓衛生師・栄養士等の資格を持っていない場合は、新潟県食品衛生協会が行う食品衛生責任者養成講習会の受講 (選任後1年以内に受講すれば可) を要します。

(2) HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理の実施

衛生管理計画を作成し、実施結果を記録します。

厚生労働省ホームページに
参考となる「業種別の手引書」
が掲載されています。

4 相談・届出先の保健所一覧

	保健所・届出窓口	所在地・電話	所管区域
新潟県が設置する保健所	村上保健所 衛生環境課	村上市肴町 10-15 電話 0254-53-8371	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田保健所 生活衛生課	新発田市豊町 3-3-2 電話 0254-26-9137	新発田市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町
	新津保健所 衛生環境課	新潟市秋葉区南町 9-33 電話 0250-22-5175	五泉市、阿賀町
	三条保健所 生活衛生課	三条市興野 1-13-45 電話 0256-36-2366	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、 田上町
	長岡保健所 生活衛生課	長岡市沖田 3-2711-1 電話 0258-33-4936	長岡市、見附市、小千谷市、 出雲崎町
	魚沼保健所 衛生環境課	魚沼市大塚新田 116-3 電話 025-792-8619	魚沼市
	南魚沼保健所 生活衛生課	南魚沼市六日町 620-2 電話 025-772-8143	南魚沼市、湯沢町
	十日町保健所 衛生環境課	十日町市大字高山 857 電話 025-757-2707	十日町市、津南町
	柏崎保健所 衛生環境課	柏崎市鏡町 11-9 電話 0257-22-4180	柏崎市、刈羽村
	上越保健所 生活衛生課	上越市春日山町 3-8-34 電話 025-524-6135	上越市、妙高市
	糸魚川保健所 衛生環境課	糸魚川市南押上 1-15-1 電話 025-553-1938	糸魚川市
	佐渡保健所 生活衛生課	佐渡市相川二丁目浜町 20-1 電話 0259-74-3399	佐渡市

新潟市が設置する保健所

保健所・届出窓口	所在地・電話	所管区域
新潟市保健所 食の安全推進課	新潟市中央区紫竹山 3-3-11 電話 025-212-8226	新潟市